

◆「退職に伴う手続き等」カレンダー

	在 職 中			退 職 後												
	令和7年												令和8年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
児童手当				該当者（4月15日まで） ・居住地の市区町村または配偶者（公務員の場合）の所属へ申請。 ※ 再任用（常勤のみ）の場合は継続されるため、手続き不要です。												
財形貯蓄	退職者（2月末まで）(P.16) ・契約金融機関に退職することを連絡し、登録している住所等を確認してください。 ・再任用になる方や退職後に講師等で勤める場合も財形貯蓄の積み立て終了となりますので、契約金融機関へ連絡してください。 ※連絡をしない場合は、年金財形や住宅財形で非課税措置を受けられなくなる場合があります。															
iDeCo （個人型確定拠出年金）	該当者（3月末まで）(P.18) ・退職後の状況により、必要な手続きが異なります。退職者本人が 運営管理機関等へ確認後、場合に応じて必要な届出をしてください。															
退職手当	全員（1月中旬～1月下旬） 退職手当申出書等の提出（所属長へ） ・退職手当に関する申出書 ・退職所得の受給に関する申告書 ・最新の給与個人票の写し ・育児休業期間に係る確認調書（該当者のみ） （詳細はホームページ。様式ダウンロード可）			全員（4月下旬） 退職手当の決定（福利課より自宅へ送付） ・退職手当決定通知書、退職手当の源泉徴収票等の送付 退職手当の支払い ・指定口座へ入金												
	※退職手当申出書等の提出後に「再就職or再就職取りやめ」となった場合は、速やかに事務担当者に御連絡ください※															
任意継続組合員	任意継続組合員申出書の提出 ・掛金前納（12か月または6か月）を希望する方（3月4日まで） ・前納以外の払込み方法を希望する方（4月16日まで） ＜以下の方は提出不要＞ ・再就職先の健康保険に加入する方 ・家族の被扶養者になる方 ・国民健康保険に加入する方 ・再任用（フルタイム）になる方 ・短期組合員になる方			任意継続組合員の申込者 マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を自宅宛てに送付します。 ・初回4月分の掛金の払込（4月18日まで） ※掛金前納の方の掛金払込期限は3月27日までです。					任意継続組合員の資格を喪失したとき ・国民健康保険に加入する方は、資格喪失後居住地の市区町村で手続きが必要です。 手続きには共済組合で発行する「資格喪失証明書」が必要です。 ※ 詳細については、各市区町村にご確認ください。							
	60歳未満の方 ・国民年金の加入 組合員や被扶養配偶者で60歳未満の方は、居住地の市区町村で国民年金の加入手続きが必要です。															
年金関係	一般組合員資格喪失者（全員） ・一般組合員退職届書の提出（4月上旬）			全員 ・年金待機者登録通知書の送付 手続きの完了時期は、退職後おおむね3か月から6か月後となります。					60歳未満の方 次の方は、居住地の市区町村で国民年金の加入手続きが必要です。 ・任意継続組合員に加入する方 ・国民健康保険に加入する方 ・配偶者以外の被扶養者になる方							
税金関係	再就職されなかった方（6月下旬） ・住民税の納付開始 市町村より送付された住民税納税通知書により納付（普通徴収）												再就職された方（12月） ・年末調整（各所属）		再就職されなかった方（毎年2月中旬～3月中旬） ※ 年度によって申告時期が変わるので確認が必要です。 ・確定申告（税務署等）	

※ ページ数については、「みやぎ 福利厚生だより 福利厚生ハンドブック（2024 保存版）No. 201」のページとなっていますので、ご確認ください。